

# 永明中学校いじめ防止基本方針

## 令和8年度 概要版

永明中学校の「学校いじめ防止基本方針」の概要版を掲載するにあたり、生徒の安心・安全な日常生活を保障する立場にある校長として、以下のことを改めて全職員で確認しました。

- 1 朝、自らの子どもを学校へ送り出すとき、どの家庭においても、家人は皆「今日も学校生活を楽しんでおいで」という願いを、声に出さずとも、子どもたちの背中に投げかけているものである。そして、我々学校で生徒の指導に関わるものたちは、家人のその切実な願いを実現する責務を担っている。この覚悟無くして我々は生徒の前に立つことはできないであろう。
- 2 多様な生徒たちが、共に生活を送る学校という組織の中では、当然互いの思いがぶつかり、時としていじめや差別が発生する。我々は、該当する生徒たちの悲しさや切なさに真摯に寄り添うとともに、一方で、事案の前向きな解決の先には、必ずや生徒たちの今後の生きる力の獲得があるものと信じ、職員一同、生徒とともに解決の方向を目指して進む姿勢を貫きたい。

今回の「学校いじめ防止基本方針の概要版」の掲載にあたり、本校の取り組み内容の詳細につきましては、学校へ直接お問い合わせいただきたいと思います。

### 永明中学校区めざす子ども像 「相手に生きる私」

（相手の気持ちや立場になって考える私）」を大切にし、共に学ぶ相手の輝きを知り、そこに私自身の輝きを重ねられる子どもをめざします。

「相手に生きる私」実現のため

### 学校教育目標「響き合い 磨き合い 誠実に生きる」

響き合い：多様性を認め合い、互いの思いを感じ、敬い合う心の響き合い 「敬愛」

磨き合い：学習やスポーツ、生徒会活動など、削り合うのではなく、自分も一人の人間として輝くために努力し、友と切磋琢磨することによって、みんなが輝けるように努力すること 「努力」

誠実に生きる：自分にも、相手にも誠実に生きていくという永中に引き継がれてきている精神「誠実」

～本校生徒に引き継がれている大切な精神～

自分の頭で考え、判断し、行動することを大事にした生活。人との違いを受け止められる自分。

### ☆相談窓口☆

茅野市立永明中学校 0266-72-2364

茅野市 子ども・家庭支援拠点（育ちあいちの）

平日・日中 電話番号 0266-72-2101（内線615～617）

## I 基本姿勢

### 【いじめに対する本校の構え】 いじめ見逃し「0」を全職員で取り組みます。

「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」の趣旨に則り以下のような構えで、全職員が共通意識を持って、下に定義されたいじめに対する対応をおこなうものとする。

- ・いじめの事実については、詳細まで確認し、我が子を案ずる保護者の気持ちに寄り添って事実を徹底的に明らかにする姿勢を貫くとともに、生徒が安心して登校できる状態を全力で確保する。
- ・いじめ事案の解決の後、学校はいじめ防止の体制を見直し。改善すべき点については真摯に再発防止の歩みを進めるものとする。
- ・「自分の学級にはいじめはない」という構えからは、誤った解釈や事実をねじ曲げての解釈が生まれる可能性が大きい。常に謙虚に、いじめの存在を認め解決にあたる姿勢を貫く。
- ・生徒や保護者と会話を重ね、事案の詳細と学校の対応について、保護者と情報を共有し信頼関係を深められるように最善を尽くす。

### 【いじめの定義】 いじめ防止対策推進法より

当該生徒に対して、一定の人間関係にある生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

<具体例>

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる ・仲間はずれ、集団による無視
- ・ぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれる、蹴られる
- ・金品をたかられる、金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる
- ・SNS等による、誹謗中傷や嫌なことをされる

### 【いじめに対する基本的なとらえ・共通認識】

- ・いかなる理由をつけようとも、いじめは絶対に許されず、相手にも原因があるという考え方は成立しない。
- ・いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる。
- ・いじめはいじめを受けた生徒の心身に深刻な影響をしかも長期にわたり及ぼすものである。
- ・いじめは大人の目のつきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われる。
- ・いじめは時間をかけて解決を図ることではなく、極めて急を要する事案である。

### 【ねがい】

- ・いじめが行われなくなるようにすることで、生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動の中で自分らしさを発揮しながら学校生活を楽しむことができるようにしたい。
- ・パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどといった行為のない社会作りの主体となり、社会の教育力と成熟度を高めていくことができる生徒を育てたい。

## いじめ防止（未然防止）のため全体構想

### 【いじめの理解に関する教育】

- ・人権教育における「自分ごと」としての学び
- ・ストレスへの適切な対処方法の理解及び実践
- ・いじめ防止対策推進法の確認と理解

### 【保護者・地域との連携】

- ・いじめ防止の取り組み推進のための普及啓発（学校だより等）

### 【未然防止のための意図的・継続的カリキュラム】

- ・社会性、規範意識や思いやりなどの心を育む道徳教育
- ・自他を大切にする行為を育む人権教育
- ・ICT機器利用に関する情報教育（講演会等）

### 【生徒の自立的取り組み】（生徒会）

- ・学校全体にいじめを許容しない雰囲気醸成する生徒会行事（あいさつ等）

### 【職員研修】

- ・スクールカウンセラー等外部講師による研修会

## いじめの防止 （未然防止）

### 【学級経営の充実】

### 【日常授業の充実】

- ・わかる、楽しい授業づくり
- ・グループ活動等による互いの理解を深める場面作り
- ・一斉授業から脱却し、やりたいことができる学校へ

### 【相談窓口の設置】

- ・電話相談窓口 72-2364（教頭）
- ・面談による相談窓口（養護教諭）
- ・教育相談（担任・副担任）
- ・育ちあいちの（年度当初紹介）

### 【日常的な観察・情報交換等】

- ・職員会、朝会、学年会、教科会、教務会、適応指導委員会等での情報交換
- ・休み時間や放課後の職員同士による情報交換
- ・疑いの段階での校長・教頭への報告の徹底

### 【いじめ防止対策委員会】

- ・いじめと思われる事案報告があった場合、即座に小委員会を実施、いじめの認知と疑い事例への対応を決定する
- ・毎月がいじめアンケートの実施と集計等による現状把握 ・5年間の保管（R7追）
- ・具体的な対応後の課題の明確化と職員への発信

### 【生徒相談体制と人間関係づくり】

- ・学びの集団づくりの一つとして（SST:ソーシャル・スキル・トレーニング）を実施する。
- ・全職員で話しやすい先生に相談できる体制

### 【生徒理解研修 子どもの背景を思う】

- ・生徒の行動の背景に思いを寄せ、情報共有をする
- ・認知検査を応用したNINOの実施

## II いじめ防止のための取り組み

### 1 組織 R8 改定

- (1) 名称 いじめ防止対策委員会 ※小委員会は、校内職員で即座に対応
- (2) 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、S C、子どもサポート Co、茅野市 S S W、コミュニティー・スクール会長
- (3) いじめ防止対策委員会の役割

基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成とともに、いじめの疑いに関わる情報があった場合には緊急会議を開いて、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実の聴取、指導や支援の体制・対応方針などの決定と保護者との連携といった対応を組織的に実行するための中核となる。

### 2 いじめ理解に関する教育

- ・ 日常の教育活動を通して、生徒の意識の中に人権意識を高めるとともに、いじめは人権侵害であり、「許されない行為」であることの浸透を図る。
- ・ 外部講師による SNS に関して正しい情報モラル講演会を適宜実施する。

### 3 生徒会の自立的取り組み

- ・ 全ての集会や行事の企画が、悲しい思いをするクラスや個人が出ないように配慮されているか検討する。また、学級・学年の垣根を越えた仲間作りを意識した取り組みを構想する。
- ・ 学校生活での問題点を指摘し合い、自分の考えを発表する討論会を計画する。

### 4 学級（学年）経営の充実

- ・ 自ら課題を見だし、判断し実行できる力を身につけられるように配慮する。
- ・ 受容的、共感的態度で生徒に接する。

### 5 授業等における配慮

- ・ 生徒が自らの考えを表現する場面があり、満足感を味わえる授業を目指す。
- ・ 特定の生徒への嫌な雰囲気（発言のときの冷やかし、目配せ、笑い、教室の空気が変わるなど）が醸し出される瞬間がないか、常に注意を払うとともに、気になる場面ではただちに指導する。また、生徒の発言をつなげたり、位置づけたりする授業展開を心がける。
- ・ 長期欠席者の机の上にプリントが置きっぱなしにされたり、プリントが配られなかったりすることがないように配慮し、学級の 1 人 1 人が大切にされていることが感じられるようにする。

### 6 SNS 等の機器を介したいじめへの対応

- ・ SNS の利用に関して、判断力を身につける過程にいる生徒たちにその利用方法が委ねられている場合があるので、保護者の協力を求める。
- ・ 実際の書き込みを確認するため保護者に依頼して学校へ端末を持参してもらおう等を行い、事実関係を的確に把握する。

### 7 早期発見への取り組み

- ・ 日頃から生徒の様子を観察し、表情や行動などのわずかな変化を見逃さない。
- ・ 少しでも気になったことは、学年・学級関係なく、職員室ですぐに話題にする。
- ・ 学期に 1 回の相談週間を実施し、全職員で対応する。随時生徒相談を継続する。
- ・ 必要に応じて養護教諭や相談員、スクールカウンセラーとの面談を位置づける。
- ・ 学校で知り得た情報は、可能な限り保護者に知らせ、ともに問題を解決する関係を構築する。